

# 改正農地法等（平成21年施行）を踏まえた 農業委員会活動における留意事項について

平成22年7月  
全国農業会議所

改正農地法等新たな農地制度の施行を踏まえ、農業・農村現場で円滑かつ適正な運用を図ることが農業委員会系統組織にとって最大の課題となっています。

そのためには、新たな農地制度を農業・農村現場に広く普及・啓発するとともに、農地法の許可等の法令業務に関する審議の透明性を確保することが重要です。さらに、農業委員会は、新たな役割である農地法第30条の利用状況調査とそれに伴う遊休農地所有者等に対する是正指導等を一般市民を含めて多くの者に見える活発な活動として実施することが強く求められています。

こうした観点から、農業委員会活動の実施にあたっては、以下のポイントに留意の上、実施されるようお願いいたします。

## 記

### I. 改正農地法関係（参考資料I）

#### 1. 農業者等への周知活動・研修

##### （1）農業委員に対する研修

農業委員は、改正農地法の事務処理基準等について細部まで理解する必要がある。そのため、農業委員に対する研修の実施にあたっては、改正農地法における農業委員会の新たな役割や事務処理基準の説明、演習の実施など、きめ細かいカリキュラムを設定するとともに、総会等の開催にあわせて研修会を開催するなど反復・継続して実施できるよう工夫すること。

また、研修経費については「農地制度実施円滑化事業費補助金」を積極的に活用すること。

##### （2）地域農業者や地域住民等に対する周知活動

地域農業者や地域住民等に対しては、主な改正点などポイン

トを絞ってわかりやすく説明する必要がある。

そのため、全国農業図書の農家向けリーフレットなども活用しつつ周知活動を行うとともに、配布にあたっては、市町村部局内の戸籍、税務等担当課やJA及び土地改良区等農業団体に協力を得るなど連携して実施すること。

なお、周知活動経費については「農地制度実施円滑化事業費補助金」を積極的に活用すること。

## 2. 農地利用状況調査と遊休農地所有者等に対する是正指導

### (1) 農地パトロール（利用状況調査）実施要領の作成

農地パトロール月間に実施する農地パトロールについては、農地法第30条第1項の利用状況調査として位置づけるとともに、実施期間や調査の方法等を明らかにした「農地パトロール（利用状況調査）実施要領」を作成し、趣旨や実施方法等について意思統一を図ること。

なお、実施要領の作成にあたっては、全国農業会議所の農地パトロール（利用状況調査）実施要領試案（別紙1）を参照のこと。

### (2) 農地パトロール（利用状況調査）の実施

農地パトロール（利用状況調査）は、農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の大きい地域（以下、「重点地域」という）を設定し、重点地域から順次調査を実施すること。実施にあたっては、地図等を利用しながら道路から目視で確認し、遊休化している場合は当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録すること。

重点地域の設定にあたっては、耕作放棄地全体調査の「緑」と「黄」の地域を位置づけるなど、耕作放棄地全体調査のフォローアップ調査と一体的に実施することが効率的である。

調査の方法については、旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切って地区担当の農業委員を定め、当該地区担当の農業委員と事務局に加え、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施すること。

なお、外部からの協力を得て調査を実施する場合には、必要に応じて、別紙2を参考に「農地利用状況調査員設置要綱」を定めること。

また、調査経費については、「農地制度実施円滑化事業費補助金」を積極的に活用すること。

### **(3) 現状・課題の整理と農地基本台帳等への反映**

農地パトロール（利用状況調査）終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、事後指導の対応について協議すること。

また、農地パトロール（利用状況調査）の結果や遊休農地の措置状況について農地基本台帳で管理すること。具体的には、農地基本台帳に、調査時期（例えば〇年〇月）、農地の利用状況、遊休農地の指導状況などを記載すること。

さらに、農地パトロール（利用状況調査）のもとで確認した耕作放棄地全体調査に係る耕作放棄地については、一筆毎に調査表（耕作放棄地全体調査表）に整理し、市町村単位で集計したもの（解消確認集計表）を都道府県へ提出すること。

### **(4) 農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程の作成**

把握した遊休農地については、農業委員会に付与された法制上に基づく是正指導等を確実に行うこと。

とりわけ、遊休農地の指導については、全国農業会議所が作成した「農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程試案」（別紙3）を参考に、農業委員会として手続き規程を作成し、それに基づき実施すること。

### **(5) 遊休農地所有者等に対する是正指導による有効利用の徹底**

遊休農地所有者等に対する是正指導にあたっては、農地パトロール（利用状況調査）の結果を伝え、その耕作の再開についての考え方等の意向を確認した上で、できる限りこの段階で有効利用が図られるように耕作の再開等を指導すること（意向確

認を書面で行う場合の様式は別紙4を参照)。

また、是正指導を行ったときは、その方法が口頭か書面かに関わらずその都度、経過が分かるよう記録すること。

指導内容については、遊休農地所有者自らが耕作を行うことが困難と判断され、地域の認定農業者等への利用集積が見込まれる場合は、地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を指導するとともに、相手方の紹介、あっせん等を実施すること。また、当該農地を利用する者が直ちには見込まれない場合は、利用する者が確保されるまでの間、維持管理を行うこと、農地利用集積円滑化団体等に貸付けの委任の申出を行うこと等を指導するとともに、全国農業会議所の「農地情報提供システム」(インターネットを通じ農地情報を提供するシステム、別紙5参照)への掲載を促すこと。

なお、指導後相当期間、耕作の再開等が認められない場合や相手方が明確に指導を拒む場合等指導することができない場合には、次の段階として、農地法第32条に基づく遊休農地である旨の通知等の一連の措置へ速やかに移行すること。

## Ⅱ. 適正な事務実施関係(参考資料Ⅱ)

### 1. 法令事務及び促進等事務の活動に対する点検・評価

法令事務については、農業委員会の判断の透明性や、全国的な公平・公正性が強く求められている一方、促進等事務については、すべての農業委員会で、外部及び内部を問わずはっきり見える活発な活動が期待されている。加えて、促進等事務については、農業委員会ごとに活動に大きな差があり、地元の農業者からも、農業委員会の活動が見えにくい等の指摘がある。

このため、農業委員会においては、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を以下の手順により行うこと。

(農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知)の記の3)

#### (1) 点検・評価及び活動計画等の検討

農業委員会は、毎年度1月から2月にかけて、当該年度の活

動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うこと。

## **(2) 点検・評価及び活動計画等の案の作成**

農業委員会は、毎年度3月末までに、当該年度の活動に対する自らの点検・評価の案と次年度の目標とその達成に向けた活動計画の案を取りまとめの上、市町村のホームページ等により公表すること。

なお、点検・評価及び活動計画等の案の作成にあたっては、全国農業会議所の参考例（別紙6、7）を参照のこと。

## **(3) 地域の農業者等からの意見聴取**

農業委員会は、(2)により公表した当該年度の活動に対する自らの点検・評価の案及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の案について、地域の農業者等から意見及び要望等を募集すること。この場合、農業委員会は、意見及び要望等の募集期間として30日以上の日数を設定すること。

なお、地域の農業者等から寄せられた意見及び要望等については、農業委員会としての考え方を整理し、併せて市町村のホームページ等により公表すること。

## **(4) 点検・評価及び活動計画等の決定**

農業委員会は、毎年度5月末までに(3)により寄せられた地域の農業者等からの意見及び要望等を踏まえ、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、市町村のホームページ等により公表すること。

## **(5) 点検、評価結果等の報告**

農業委員会は、毎年度6月末までに、(4)により決定した点検・評価結果及び目標とその達成に向けた活動計画を、都道府県を通じて、地方農政局（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に報告すること。

## 2. 審議の適正化と議事録の作成

農業委員会の総会等の運営・審議等については公平・公正かつ適正に実施されるとともに、透明性が確保されるよう、総会等の議事録の作成及び公表がますます重要となっている。

このため、農業委員会の総会等の運営・審議等については以下の手順により行うこと。なお、具体的な運営・審議のあり方については、「農業委員会の総会等の公平・公正な運営について－総会等の議事録作成・縦覧のポイント－」（別紙8）を参照のこと。議事録の作成にあたっては、参考例（別紙9）を参照のこと。

### （1）許可等に関する事務

農地法第3条に基づく許可の事務については、行政手続法（平成5年法律第88号）において、審査基準を定め、これを公にした上で、申請に対する審査、応答及び処分の際の理由を提示するとともに、標準処理期間の設定や審査に係る情報の提供に努めるものとされている。

また、農業委員会の総会等については、農業委員会法において、会議の公開並びに議事録の作成及び縦覧を義務づけている。

このため、農業委員会が行う許可等の事務については、農地法に基づく許可基準及び各種通知等で示された判断基準に基づき農業委員会が定めている審査基準を基に、以下の手順により実施すること。

なお、その際、農業委員会の定める標準処理期間内に事務処理を完了すること。

#### ① 事実関係の確認

農業委員会は、許可申請等があった際には、申請書等に記載された内容の事実関係について、客観的資料に基づいて確認すること。なお、この場合、必要に応じて農業委員自ら調査を行い、申請者等に過大な負担を課することのないようにすること。

#### ② 総会等での審議

農業委員会は、総会等において許可の可否等を審議する際には、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内

容が当該審査基準に適合するか否かの判断を区分して実施すること。併せてそれぞれの項目ごとに判断の根拠を明確にすること。

### ③申請者等への審議結果の通知

農業委員会は、決定した許可の可否等の通知を申請者等の通知先に対して行う際には、②の項目ごとの判断及び判断の根拠を明確に説明すること。

### ④審議結果等の公表

農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。

なお、その際、当該事案について農業委員会法第24条の議事参与の制限が適正に行われていることを明示すること。また、農業委員会の審議過程の透明性を確保する観点から、当該議事録について市町村のホームページ等により公表すること。

## (2) 農地転用（意見具申）に関する事務

農業委員会が、農地法第4条及び第5条の規定に基づく都道府県知事の農地転用許可に係る意見書を添付することとされているのは、都道府県知事による許可の可否の判断に際して、周辺に与える影響や地域の実情等を総合的に勘案した意見を述べることが求められていることによるものである。このことを踏まえ、農地転用許可に係る農業委員会の意見の決定については、以下の手順により実施するものとする。

### ①事実関係の確認

農業委員会は、農地転用許可申請があった際には、

- ・農地区分の判断の重要な要素である申請地周辺の地形、地物や、市街地化の指標となる施設の設置の状況
- ・申請地について転用行為の妨げとなる権利を持つ者の同意の状況
- ・周辺農地の営農条件への支障の有無

等について、客観的資料に基づいて確認すること。

なお、この場合、必要に応じて農業委員自らが調査を行い、申請者に過大な負担を課することがないようにすること。

## ②総会等での審議

農業委員会は、総会等において都道府県知事に対する意見を審議する際には、農地法に基づく許可基準（判断基準が示された各種通知を含む）のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容等が当該許可基準に適合するか否か検討すること。併せて、その理由を明確にすること。

なお、特に、申請地周辺での過去の農地転用許可申請事案と農地区分の判断が異なる場合には、その理由を明確にすること。

## ③審議結果等の公表

審議結果等の公表については、（１）の④の規定と同様に処理すること。